

改定後	改定前
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2027年1月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2)～(4) 変更なし</p> <p>第2条～第6条 変更なし</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された手形または小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(4) 変更なし</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認</u>してください。</p> <p>(3)～(4) 変更なし</p> <p>(5) 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第2条～第6条 省略</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙</u>または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

(6)～(7) 変更なし
第9条～第17条 変更なし
第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

(2) 変更なし
第19条(線引小切手の取扱い)

(1) 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができます。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。

(2) 変更なし
第20条～第29条 変更なし

(6)～(7) 省略
第9条～第17条 省略
第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

(2) 省略
第19条(線引小切手の取扱い)

(1) 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができます。

(2) 省略
第20条～第29条 省略